

グループホームなないろ二宮 短期入所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社演舞企画(以下『事業所』という。)が開設するグループホームなないろ二宮(以下『事業所』という。)において実施する指定短期入所に係る事業(以下『事業』という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営規程に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた障がい者または障がい児(以下『利用者』という。)に対し、適切な指定短期入所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者又はその扶養義務者(以下『利用者等』という。)の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴・排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下『障害福祉サービス事業者等』という。)と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、前3項のほか、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』(平成17年法律第123号。以下『法』という。)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定短期入所を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームなないろ二宮
- (2) 所在地 島根県江津市二宮町神主2202-69

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活支援員 1名(非常勤1名)

生活支援員は、入浴・排泄・食事等の介護及び身の回りの介護支援等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所における営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日は8月13日～16日、12月28日～1月5日をのぞく日とする。

(2) 上記の他、法人の研修等により休日となる場合がある。

(事業所の形態、利用定員及び主たる対象者)

第6条 事業所の形態及び利用定員は次のとおりとする。

(1) 併設型 1名

(2) 主たる対象者は知的障害者・発達障害者・障害児とする。

(通常の送迎実施地域)

第7条 通常の送迎実施地域は以下のとおりとする。

江津市内

(指定短期入所の内容)

第8条 事業所で行う指定短期入所の内容は次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴等の介助

(3) 身体等の介護

(4) 生活相談

(5) 機能訓練

(6) 健康管理

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

2 前項に規定するものの他、送迎サービスを行うものとする。

(利用者等から受領する費用等の額)

第9条 指定短期入所を提供した際には、利用者等から当該短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる指定短期入所に係る利用者負担額のほか、利用者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者等から徴収するものとする。

(1) 食材費 1食 450円

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者に対して食事の提供を行った場合は、上記食材費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 居宅に係る光熱水費 1日につき 500円

(3) 日用品等の実費

(4) 送迎サービスの提供に係る費用

ア 通常の送迎実施地域以外の利用者が希望した場合、燃料費相当額を徴収します。

(5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に掛かる領収書を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者等は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 施設内の備品は用途に沿って大切に扱うこと。

(2) サービス利用中に許可なく外出をしないこと。

(3) 短期入所等の利用契約書などの記載事項を遵守すること。

(4) 上記内容に附帯すること

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援(以下『指定障害福祉サービス等』という。)を受けた時は、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時における対応)

第12条 指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下『協力医療機関等』という)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡をを行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 指定短期入所の提供により事故が発生した時は、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて火災、地震、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第15条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。

3 提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第11条第2項の規定により島根県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は島根県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は島根県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報保護）

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適性に取り扱うものとする。

2 事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（身体拘束の禁止）

第18条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下『身体拘束等』という）を行わないものとする。

2 事業者はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(協力医療機関)

第19条 事業所は利用者の急変に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関 敬川沖田クリニック 江津市敬川町296-6 電話 0855-53-0050

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会をつぎのとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとするとともに、完結の日から5年間保存しなければならない。

3 事業所は、利用者等に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、出来る限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は令和3年1月1日から施行する。

この規程は令和3年3月15日から施行する。

この規程は令和6年3月1日から施行する。